





務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

**(借入金)**

**第十六条** 預金保険機構は、第十二条第一項の規定による業務を行うため必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、資金の借入れ（借換えを含む。）をすることができる。

**2 内閣総理大臣は、前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。**

**3 前項に規定するもののほか、第一項の規定による内閣総理大臣の権限の委任に関する必要な事項は、政令で定める。**

**(内閣府令・財務省令への委任)**

**第十七条** 前三条に規定するもののほか、前条第一項の規定による認可に関する手続その他前三条の規定を実施するため必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

**(デジタル庁令への委任)**

**第十八条** この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、デジタル庁令で定める。  
(経過措置)

**第十九条** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

**第六章 罰則**

## 罰則

**(罰則抄**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。  
一 略  
二 第二章（第八条を除く。）並びに附則第七条（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第十一号）別表第一の十三の項の次に次のように加える改正規定を除く。）第九条及び第十五条の規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第八条、第十二条及び第二十条並びに附則

第五条第一項及び第七条（住民基本台帳法別表第一の十三の項の次に次のように加える改正規定に限る。）の規定（公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

**第二条** 預金保険機構及び金融機関は、前条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、第十二条第二項に規定する電子情報処理組織の整備に必要な準備行為をすることができる。

**(経過措置)**

**第三条** この法律の施行の日から附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間ににおける第二条第二項、第十三条及び第十八条の規定の適用については、同項及び同条（見出しを含む。）中「デジタル庁令」とあるのは「内閣府令」と、第十三条の表中「デジタル庁」とあるのは「内閣府本府」とする。

**2 この法律の施行の日から附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間ににおける第十三条から第十六条までの規定の適用については、これらの規定中「第十二条第一項の規定による」とあるのは、「附則第二条の規定による準備行為に関する」とする。**

**(政令への委任)**

**第四条** 前一条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。  
(検討等)

**第五条** 政府は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後三年を目途として、この法律の施行について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

**2 政府は、社会福祉協議会（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の十八の項に規定する社会福祉協議会をいう。以下この項において同じ。）が附則第九条の規定による改正後の同法別表第二の三十の項の規定による特定個人情報の提供の求めをすることにより国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るために、情報通信技術を活用して同項第二欄に掲げる事務及びこれに関連する社会福祉協議会の事務を効率的に実施するための情報システムが必要であること鑑み、社会福祉協議会を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、当該情報システムの整**

備の支援その他必要な措置を講ずるとともに、同項の規定に基づく主務省令を定めるに当たつては、当該情報システムの整備の状況を踏まえるものとする。

**1 (施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**1 附則（令和五年六月九日法律第四八号）抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えてから施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**1 附則（令和五年六月九日法律第四八号）抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えてから施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**1 附則（令和五年六月九日法律第四八号）抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えてから施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**1 附則（令和五年六月九日法律第四八号）抄**

**(施行期日)**

**第一条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**1 附則（令和五年六月九日法律第四八号）抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

**1 附則（令和五年六月九日法律第四八号）抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

**1 附則（令和五年六月九日法律第四八号）抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

**1 附則（令和五年六月九日法律第四八号）抄**

**(施行期日)**